

印鑑レス口座取引規定

1. (適用範囲)

- (1) 本規定は、印鑑レス口座取引に関する取扱を定めるものです。
- (2) 本規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、期日指定定期預金規定（自由金利型）、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）、自由金利型定期預金規定（大口定期）、エンドレス型自動積立定期預金規定（個人専用）、キャッシュカード規定、印鑑レス取引規定、《GB ダイレクト》インターネットバンキング取引規定、ぐんぎんアプリ利用規定等その他諸規定（以下「諸規定」と総称します。）に従って取扱います。
なお、本規定と諸規定とが相違する場合は、本規定が優先して適用されるものとします。

2. (印鑑レス口座)

- (1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行へ印鑑の届出を行わない口座をいいます。
- (2) 印鑑レス口座を開設できるのは、印鑑レス口座を事業用として利用する予定のない個人のお客さまとします。
- (3) 印鑑レス口座とできるのは、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）口座、定期預金（総合口座取引の定期預金を含みます。以下同じです。）口座、自動積立定期預金口座です。

3. (利用条件)

- (1) 印鑑レス口座は、当行の店頭に設置したタブレットまたはぐんぎんアプリを使用して普通預金口座、定期預金口座、自動積立定期預金口座を新規に開設する際に、当該口座を印鑑レス口座とすることで開設することができます。既にお持ちの預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
- (2) 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、あらかじめまたは同時にぐんぎん ID の登録を申し込むものとします。また、開設する普通預金口座が IC キャッシュカードの発行が可能な口座である場合には IC キャッシュカードの発行を申し込むものとします。
- (3) 印鑑レス口座を保有している間においては、キャッシュカードを解約してはならないものとします。
- (4) 普通預金口座の開設を申し込む場合、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービスが利用可能な携帯電話番号を当行に届け出

るものとしします。

- (5) 定期預金口座または自動積立定期預金口座の開設を申し込む場合、キャッシュカードが発行されている普通預金口座または貯蓄預金口座をお持ちいただいている必要があります。なお、当該普通預金口座または貯蓄預金口座は印鑑レス口座でなくても構いません。

4. (印鑑レス口座に係る取引)

- (1) 印鑑レス口座での取引（以下「印鑑レス口座取引」といいます。）は、原則として、現金自動預金支払機（ATM）またはインターネットバンキング、ぐんぎんアプリの利用により、行うものとしします。
- (2) お客様が、当行の本支店窓口において、印鑑レス口座の取引（解約を含みます。）をされる場合は、当行が別に定める印鑑照合を利用しない方式の認証（以下「印鑑レス認証」といいます。）により取引を行います。
- (3) お客様の取引の依頼が、メールオーダー・サービスや収納機関を経由した口座振替の依頼など、印鑑レス認証が行えないものである場合、当行は、届出の携帯電話番号に対するショートメッセージの発信やお電話で申込意思を確認します。なお、当行が別に定める期限内にショートメールの受信やお電話でお申込意思が確認できない場合は、取引の依頼はなかったものとし、ご提出いただいた書類を、お客さまもしくは収納機関あてに返却いたします。
- (4) 印鑑レス口座では、以下の取引を行うことはできません。
- A. 法令等により押印を必要とする取引
 - B. 契約書に返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
 - C. その他当行所定の取引

5. (届出事項の変更)

印鑑レス口座のみを利用されているお客さまにおいて、氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、印鑑レス認証の方法により、当店に届出てください。なお、この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (印鑑届出口座との切り替え)

- (1) 印鑑レス口座は、印鑑の届出手続きを行うことで、印鑑照合により本人認証を行う取引口座（以下「印鑑届出口座」といいます。）に変更する

ことができます。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。

(2) 印鑑届出口座は、印鑑レス口座に変更することはできません。

7. (取引の停止)

(1) 当行は、以下の事由がある場合には、お客さまとの印鑑レス口座取引の適用を停止することがあります。

- A. お客さまが本規定に違反するなど、当行が印鑑レス口座取引の停止を必要とする相当の事由が生じたとき
- B. お客さまが当行に対して、住所や電話番号の変更の届出を行わないなど、お客さまの所在ないし連絡先が不明となったとき
- C. キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により、印鑑レス口座取引が不正に使用される恐れがあると当行が判断したとき
- D. その他印鑑レス口座取引を利用いただくことが不適當であると当行が判断したとき

(2) 当行は、印鑑レス口座取引の継続的な提供に支障があると判断したとき、その他必要と認めたときは、提供を中止し、または打ち切ることがあります。

(3) 印鑑レス口座について当行が印鑑レス口座取引の利用を一時的に停止、または利用を中止することとした場合には、速やかに印鑑等当行が指定する事項を届出てください。この届出がなされるまでは、当行が特に認める取引を除いて、お取引をすることはできません。また、これらの場合に、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

(4) 当行がお客さまの印鑑レス口座取引を謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

8. (免責事項)

(1) 印鑑レス口座取引において、印鑑レス認証により本人に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの取引につき事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(2) 携帯電話は他人に使用されないように保管してください。また、携帯電話のパスワード等は、他人に推測されやすい符号等の利用を避け、他

人に知られないように管理してください。

- (3) 携帯電話の喪失・盗難・盗用等があったとき、または当行に届出た携帯電話番号に変更があったときは、直ちに当行所定の方法で届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (規定の変更等)

この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以 上